

(平成21年5月13日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認香川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	4 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	5 件
厚生年金関係	5 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年9月から48年7月までの期間、50年2月から同年7月までの期間及び52年4月の付加保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和15年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和46年9月から48年7月まで
② 昭和50年2月から同年7月まで
③ 昭和52年4月

国民年金保険料納付記録を照会したところ、申立期間①、②及び③について、国民年金保険料は納付済みとされているにもかかわらず、付加保険料の納付事実が確認できないとの回答を受けたが納得できない。

申立期間①については、夫が公務員であったため、国民年金に加入する義務は無いことを知っていたが、地域の納付組織の人に勧められ、昭和46年9月に国民年金に任意加入した。

その際、付加保険料を納付すると国民年金に付加年金が加算されることを教えられたため、付加保険料を納付することにした。

国民年金手帳には、納付の都度、1枚に国民年金保険料と付加保険料の両方が記載された領収書を貼っていた。付加保険料の金額は1か月に400円程度であり、国民年金保険料と一緒に納付組織の担当者が3か月ごとに自宅へ集金に来ていた。

申立期間②及び③については、国民年金へ再度任意加入する際に、A市役所及びB市役所から付加保険料の納付について説明は無かったが、自分から付加保険料を納付する旨を申し出た。再加入した後は、各市役所窓口へ出向いて国民年金保険料及び付加保険料を納付した。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金に任意加入し、厚生年金保険被保険者資格を喪失する度に、国民年金への任意加入手続を適切に行っていることから、国民年金の

納付意識が高かったことがうかがわれる。

また、申立人が記憶している、国民年金に新規加入及び再加入した際に、付加保険料を納付することを自ら申し出た時の状況や、付加保険料の金額や領収証の形状等は詳細かつ具体的であり、確認できた当時の状況とも合致していることから申立内容に不自然さは無い。

さらに、申立期間③直後の昭和 52 年 5 月以降の国民年金被保険者期間は、付加保険料を含む国民年金保険料の納付が確認でき、申立人には同年同月から付加保険料の納付を開始する特段の理由が見当たらないことから、最初に国民年金に加入し国民年金保険料が納付済みとされている 46 年 9 月から付加保険料を納付したと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間について付加保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立てに係る事業所における資格喪失日は、平成6年11月1日であると認められることから、申立期間の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、20万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年10月23日から同年11月1日まで
株式会社Aに、平成6年5月1日から同年10月31日まで勤務していたが、厚生年金保険の加入記録によると、同月23日に資格喪失している。
しかし、株式会社Aが支払者となっている平成6年の源泉徴収票においても、退職日は同年10月31日となっているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、平成6年分の給与所得の源泉徴収票に記載されている退職年月日及び社会保険料等の控除額、並びに同僚の供述から、申立人が同年5月1日から同年10月31日までの期間、株式会社Aにおいて継続して勤務し、同年5月から同年10月までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

また、申立人及び同僚のうち供述を得られた一人は、株式会社Aを退職した経緯及び時期について、「事業主から、『会社を閉めるので退職してほしい。』と言われ、従業員全員が平成6年10月末日付けで退職した。」と供述しており、当該供述内容については、雇用保険の被保険者記録において、同社における申立人の離職原因が「事業主の都合による解雇、事業主の勧奨等による任意退職等」となっていること、及びB市役所から提出された申立人の「国民年金（履歴）」において、申立人が、同年11月28日に、国民年金被保険者資格の再取得年月日を同月1日として届け出ていることにより

裏付けられている。

一方、社会保険庁の管理するオンライン記録では、申立人を含めた株式会社Aの全従業員4人の厚生年金保険の被保険者資格喪失日は、平成6年10月23日であることが確認できるが、健康保険厚生年金保険の被保険者資格喪失原因が事業主の都合による解雇である場合、申立期間当時の株式会社Aにおける全従業員4人の健康保険厚生年金保険の資格喪失に係る手続は同時期に行われるものと思われるところ、当該4人の健康保険厚生年金保険の被保険者資格喪失日について、社会保険庁の管理するオンライン記録を見ると、うち1人は同年11月21日付け、他の3人は同年12月27日付けの処理により、健康保険厚生年金保険被保険者資格を同年11月1日に喪失した処理が行われた後、7年1月9日付けの訂正・取消処理により、4人全員の喪失日が当初の喪失日よりさかのぼって6年10月23日に変更されていることが確認できるものの、このような処理を行う合理的な理由は見当たらない。

さらに、申立人から提出された「国民年金保険料領収証」から、申立人は、平成7年3月29日に、6年11月から7年1月までの国民年金保険料を納付していることが確認できるが、同保険料納付時点では、社会保険事務所において、既に株式会社Aにおける申立人の健康保険厚生年金保険被保険者の資格喪失日の訂正が行われているにもかかわらず、6年11月分から納付手続が行われていることについて、B市役所の国民年金担当者は、「通常は、社会保険事務所から遡^{そきゅう}及訂正の連絡が入れば、国民年金課に残存している書類にも何らかの記載が残されているが、申立人の書類には遡^{そきゅう}及訂正の連絡が入った旨の記録が無いことから、社会保険事務所から当該訂正処理についての連絡は無かったと思われる。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成6年10月23日を健康保険厚生年金保険被保険者資格の喪失日とする合理的理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の株式会社Aにおける厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、当初の資格喪失日であり、雇用保険の被保険者記録における離職日の翌日である同年11月1日であると認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、社会保険庁の管理する申立人の訂正前の資格喪失月である平成6年10月のオンライン記録から20万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、i) 平成14年7月及び同年9月から15年3月までの期間は15万円、ii) 15年4月から同年12月までの期間は17万円、iii) 16年1月から17年5月までの期間は19万円に訂正する必要がある。

なお、事業主は、平成14年7月及び同年9月から17年5月までの期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年7月8日から17年6月13日まで
年金受給の手続の際、申立期間の標準報酬月額があまりにも低い金額であったので、最近テレビや新聞で報道されているように標準報酬月額が勝手に改ざんされ、実際と違う標準報酬月額になっているのではないかと疑問に思って申立てをしたので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A町から提出された申立人の「町県民税所得課税控除証明書」の社会保険料控除額と有限会社B産業が同社の会計事務を依頼していたC会計事務所から提出された申立人の「給与所得源泉徴収簿」の社会保険料控除額とが一致していることから、事業主は、申立期間において、同会計事務所から提出された申立人の「給与所得源泉徴収簿」の社会保険料控除額から算出した厚生年金保険料を申立人の給与から控除していたものと認められる。

また、申立人及び有限会社B産業の元事業主の妻の供述から、申立人と同社元事業主とは親族であると認められるが、元事業主の妻は、「標準報酬月額の届出については、主人が独断でやったと思う。お金の貸借のこともあったので、報酬月額について、主人は申立人には説明していない。」

と供述していることから、申立人は、元事業主が報酬額に見合う標準報酬月額を社会保険事務所に届け出ていることを知らなかったと推認できる
ところ、申立人は標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料控除額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額
の範囲内と定められていることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、C会計事務所から提出された申立人の「給与所得源泉徴収簿」の社会保険料控除額から算出した厚生年金保険料額から、i)平成14年7月及び同年9月から15年3月までの期間は15万円、ii)15年4月から同年12月までの期間は17万円、iii)16年1月から17年5月までの期間は19万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、C会計事務所から提出された申立人の「給与所得源泉徴収簿」に記載された報酬月額又は社会保険料控除額から算出した厚生年金保険料額に見合う報酬月額と社会保険事務所
で記録されている標準報酬月額が平成14年8月を除く申立期間の全期間にわたり一致していない上、元事業主の妻は、「申立期間当時、会社の経営状態が悪く、保険料の納付が滞りがちであり、申立人に係る申立期間の標準報酬月額に相当する保険料は納付していない。」と供述していることから、事業主は、同会計事務所から提出された申立人の「給与所得源泉徴収簿」に記載された報酬月額又は社会保険料控除額から算出した厚生年金保険料額に見合う報酬月額を届け出
ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該期間の報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

ただし、平成14年8月については、申立人の報酬額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額とが一致していることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和42年8月1日から同年10月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社（現在は、B株式会社。）における資格喪失日に係る記録を昭和42年10月1日に訂正し、同年8月及び同年9月の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る昭和42年8月及び同年9月の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否か明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年8月1日から44年4月15日まで

A株式会社に勤務していたころの厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所に照会したところ、申立期間において厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答をもらったが、退職金等支給計算書では継続勤務をしていることになっているので納得できない。

申立期間が含まれた雇用保険の加入記録及び退職金等支給計算書を添付するので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

（注）申立では、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間においてA株式会社（現在は、B株式会社）に在籍していたことは、退職金等支給計算書及び雇用保険の記録から確認できるものの、申立期間については、申立人がCで実施されるプロジェクトに従事するため、在籍していたA株式会社の命により、厚生年金保険に加入することのできないD国籍の企業に異動し、Cに赴任していた期間であることが、申立期間当時の同社の人事課長及び複数の同僚の供述から確認できる。しかし、申立人と同様に、同社から当該プロジェクトに参加していた

従業員が 54 人のうちの 1 人から提出された C に赴任していた期間の（昭和 42 年 8 月から 43 年 4 月まで）給与明細書の記載内容を確認したところ、健康保険料、失業保険料及び社宅料（付随する電気、ガス、水道代を含む）等の控除がされている上、昭和 42 年 8 月及び同年 9 月の厚生年金保険料が控除されていることが確認できることから、同社と当該プロジェクトに参加している従業員との間に雇用関係が継続していたと認めることが妥当と考えられ、よって、申立人についても、申立期間のうち、同年 8 月及び同年 9 月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと推認できる。

また、昭和 42 年 8 月及び同年 9 月の標準報酬月額については、社会保険事務所が保管する A 株式会社の厚生年金保険被保険者名簿における申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日及び帰国後の同社における被保険者資格取得日の記録から 6 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B 株式会社は、「申立期間当時の担当者が不明である上、保存年限を過ぎているため申立期間当時の資料も無いことから、保険料を納付したか否かについては不明である。」としており、このほかに確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立どおりの厚生年金保険被保険者資格取得日及び喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料、周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

一方、給与明細書の提出があった同僚については、C に赴任していた期間のうち、昭和 42 年 10 月から 43 年 4 月までの期間については、給与明細書により、厚生年金保険料が控除されていないことが確認できることから、申立人についても C に赴任していた期間のうち、42 年 10 月から 44 年 4 月までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていなかったことが推認できる。

このほか、申立人の昭和 42 年 10 月から 44 年 4 月 15 日までの期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、昭和 42 年 10 月から 44 年 4 月 15 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年2月10日から同年8月25日まで

申立期間の年金記録について、社会保険庁に照会したところ、厚生年金保険の加入の事実が確認できない旨の回答があった。

A株式会社（現在は、B株式会社。）には、昭和25年4月1日に入社して、28年4月に退職するまで、3年間継続して勤務しており、途中で退職したことは無いので年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和25年4月にA株式会社に就職し、28年4月に退職するまでの3年間、同社に継続して勤務していたと主張しているが、社会保険事務所が保管する同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人は、26年2月10日に同保険被保険者資格を喪失し、同年8月25日に同資格を再取得しており、資格喪失時には、健康保険証を返納したことを示す「証返」が押印されている上、喪失時と再取得時の健康保険及び厚生年金被保険者番号が、異なっていることが確認できる。

また、申立人は「申立期間当時、A株式会社では、辞めたり、入ったりする人は多かった。」と供述しているところ、申立人と同郷の同僚で、同社において、昭和23年2月20日と25年8月11日に厚生年金保険被保険者資格を取得している同僚2人は、社会保険事務所が保管する同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、1人は同年5月14日から26年8月23日までの期間、他の1人は同年5月10日から同年8月23日までの期間、それぞれ、厚生年金保険被保険者資格が継続していないこと、資格喪失時には、健康保険証を返納したことを示す「証返」が押印されていること、厚生年金保険被保険者資格の再取得時期が申立人と同時期であること及び、最初の資格取得時と再取得時の健康保険及び厚生年金保険の被保険者番号が異なっていることが確認できる。

さらに、社会保険事務所が保管するA株式会社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間当時、厚生年金保険の記録が確認できる同僚のうち、供述が得られた3人は、申立人がA株式会社において勤務していたことについては明確な記憶があるものの、申立期間において申立人が勤務していたか否かについて、具体的な供述を得ることができない上、申立人と同郷であり、申立人と同様、昭和25年4月1日に同社において厚生年金保険被保険者資格を取得している同僚4人のうち、1人は申立期間以前に退職しており、他の3人は、既に死亡していることから申立期間当時の状況について供述を得ることができない。

加えて、B株式会社は「当社は既に紡績業を廃業しており、申立期間当時の資料は無く、当時の従業員も全員退職しているため、申立期間当時のことは、不明である。」と回答していることから、申立人の申立期間に係る勤務実態に関する関連資料や供述を得ることができない。

また、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 5 月 22 日から同年 12 月 25 日まで

A汽船株式会社（現在は、株式会社B）には、昭和 33 年 4 月に入社し、平成 9 年 1 月まで勤務していたのに、陸上勤務で同社のC研修所でコックとして働いていた昭和 49 年 5 月 22 日から同年 12 月 25 日までの期間の厚生年金保険の記録が欠落しているのが納得できない。

給与明細書等の書類は無いが、勤続 30 年の表彰状と記念品があるので、申立期間の厚生年金保険の記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Bから提出された申立人に係る履歴書、申立人から提出された勤続 30 年の表彰状及び申立人の供述から、申立人が昭和 33 年 4 月 23 日から平成 9 年 1 月 10 日までの期間、A汽船株式会社に在籍していたことは認められる。

しかし、申立人は申立期間にはA汽船株式会社のC研修所において勤務していたと主張しているが、株式会社Bから提出された申立人に係る履歴書には、申立人は申立期間を含む昭和 49 年 5 月 22 日から 50 年 2 月 4 日までの期間、外国法人所有の船舶「D」に乗っていた記載があり、当該記載について、同社は「申立人は申立期間当時、外国法人船舶に乗っていた。当時、外国法人船舶に派遣される場合、船員保険法の適用が認められていなかったため、外国法人船舶に乗る場合は、本人、全日本海員組合及び弊社の合意の上で乗船し、その間は本人に国民年金に加入するように指導し、国年年金保険料については、給与に上乗せして支給していた。」と回答している。

また、E組合から提出された同組合とA汽船株式会社との間で、F法人G・インコポレイテド及びH法人I・カンパニー・インコポレイテドの所有する船舶に派遣する同社所属の組合員の取扱いに関して締結した「協定書（昭和 48 年 4 月 5 日付け）」には、「組合員を乗船のため派遣している期間は特別休職員と

し、この期間は会社の勤務年数に通算する。」、「会社は乗船した者に対しては、その者が自宅を出発した日から自宅に帰着した日までの期間、被扶養者の保険に関しては、すべて船員保険にかえて国民健康保険に加入させ、保険料は全額会社負担とする。」と規定されていることが確認でき、同社における外国法人船舶に乗った場合の船員保険の取扱いに対する回答内容と一致している。

さらに、E組合から提出された申立人の組合費の納入記録によれば、昭和48年7月から49年12月までの期間、組合費が納入されていないことが確認できるが、当該未納入記録について同組合は「外国船舶に乗った場合でも、基本的に組合費は徴収する。しかし、協定書において、外国法人船舶に乗った場合に特別休職員とする規定があり、この期間、組合に対して『離職登録』した場合、組合費を徴収しないことから、納入記録から見る限りでは、申立人は『離職登録』したと思われる。」と回答している。

加えて、株式会社Bから提出された申立人に係る履歴書には、昭和52年4月25日から同年10月26日までの期間、「寮勤務」との記載が確認できるところ、申立人が「C研修所」において一緒に勤務していたと供述している同僚二人のうち一人は、「私がA汽船C研修所で勤務していたのは、49年11月22日から53年3月31日である。」と供述しており、社会保険庁の管理する記録においても、49年11月22日から53年4月1日までの期間、同社で厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる上、他の一人は、同社から提出された「船員保険被保険者票」により、49年12月2日から53年10月12日までの期間、「船員研修所」において勤務していたことが確認でき、社会保険庁の管理するオンライン記録には、同期間に氏名、生年月日が一致する厚生年金保険の記録が確認できる。

また、上記二人の同僚以外の同僚で、株式会社Bから提出された「船員保険被保険者票」により昭和49年6月1日から51年11月15日までの期間、「船員研修所」で勤務していたことが確認できる同僚は、同票から48年7月17日から49年1月27日までの期間、外国法人の所有する船舶「J」に乗っていたと推認できるものの、社会保険庁の管理するオンライン記録には、この期間の年金記録は無い。

これらを併せて判断すると、申立期間において、申立人は外国法人の所有する船舶「D」に乗船しており、申立人の主張するA汽船株式会社C研修所での勤務時期は、履歴書に「寮勤務」と記載された昭和52年4月25日から同年10月26日までの期間であったものと推認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 1 月 10 日から 36 年 4 月 1 日 まで
自分の年金記録について社会保険事務所へ照会したところ、申立期間の記録が無い旨の回答があったが、当該期間については有限会社A運輸で勤務していた期間であり、社会保険に加入していたはずであることから納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が有限会社A運輸で勤務していたことは、期間は特定できないものの、申立人が申立期間当時一緒に勤務していたとする同僚のうち調査に協力が得られた者の供述から推認できる。

また、申立人が記憶している申立期間当時の同僚のうち、申立人が有限会社A運輸へ入社するきっかけをつくった同僚を含む一部の者について、当該事業所の厚生年金保険被保険者であったことが確認できないことから、当該事業所では、従業員を厚生年金保険被保険者としない雇用形態及び入社後相当期間は従業員を厚生年金保険被保険者としない処遇が存在していたことがうかがえる。

さらに、申立人は「3か月の試用期間の後に健康保険証をもらった。」旨の主張をしているが、社会保険事務所が保管する有限会社A運輸の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立期間当時において当該事業所の厚生年金保険被保険者数は減少傾向にあり、最も少ない時期には事業主及びその配偶者の2人のみといった状況であったこと、当該名簿で当該事業所の厚生年金保険被保険者であったことが確認できる者は、当該事業所での勤務期間が比較的長期間であった傾向がみられることから、申立人は、申立期間当時において、当該事業所に日雇労働者健康保険法に規定する日雇労働者として雇用され、同法に基づき「日雇労働者健康保険受給資格者票」が交付された可能性を否定でき

ない。

加えて、申立人が「私が有限会社A運輸に入社する前から当該事業所で勤務していた。」と主張している同僚であって、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿で当該事業所において厚生年金保険被保険者であったことが確認できる4人のうち、申立人と同じ職種の同僚1人及び運転手1人の被保険者資格取得日が何れも昭和35年9月1日となっていること、申立人の「入社後2年程度で最古参となった。」旨の主張から、当該名簿において申立人が36年4月1日付けで当該事業所の厚生年金保険被保険者資格を取得したこととなっていることに不自然さは無い。

また、社会保険事務所が保管する有限会社A運輸の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間における厚生年金保険被保険者の中に申立人の氏名は無く、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、給与所得源泉徴収票等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 9 月 1 日から 49 年 12 月 31 日まで
株式会社Aに勤務しながら、B保険相互会社C支社で生命保険の営業外交員をしていた期間が厚生年金保険被保険者期間になっているかどうかを社会保険事務所に照会をしたところ、厚生年金保険の記録が確認できるのは、昭和 50 年 1 月 1 日からであるとの回答があった。

しかし、実際に勤務していた申立期間が厚生年金保険の被保険者期間になっていないのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたB保険相互会社の在籍証明書、及び申立人から提出された保険契約申込手控に関する、申立期間当時の同僚等の「営業外交員が生命保険契約成立日、契約者氏名等を記載し、本人の覚書として使用していた。」との供述から、申立人が申立期間において、B保険相互会社C支社に営業外交員として勤務していたことは認められる。

一方、申立人は、申立期間当時、B保険相互会社C支社以外の事業所（株式会社A）において、既に厚生年金保険被保険者になっており、仮にB保険相互会社C支社で厚生年金保険の被保険者資格を取得すれば、二重加入となり厚生年金保険料の負担が増すことになることから、申立人は、「厚生年金保険被保険者になれば、厚生年金保険料を給料から控除されるようになり負担が大きくなるので、厚生年金保険被保険者になるのを躊躇^{ちゆうちよ}していた。」と供述している。また、複数の同僚は「申立期間当時には、期間は特定できないものの試用期間があった。」と供述している。これらを踏まえると、事業主は、従業員が入社してすぐに厚生年金保険被保険者資格の取得手続を行っていなかったことがうかがえ、申立人は、申立期間について厚生年金保険被保険者となっていなか

った可能性を否定できない。

さらに、社会保険事務所が保管する B 保険相互会社 C 支社の厚生年金保険被保険者原票において、申立期間について申立人の氏名は確認できない。

申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 6 月 30 日から同年 10 月 3 日まで

私は、昭和 30 年 6 月から、6 か月間の採用とのことでA工業株式会社B工場に入社した。当該事業所での仕事の内容は肥料の製造で、勤務は三交代制であった。

勤務した期間について、社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、昭和 30 年 10 月 3 日からとなっているとの回答があった。

しかしながら、A工業株式会社B工場には半年間在籍していたので、昭和 30 年 6 月からの厚生年金保険の加入記録を認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人がA工業株式会社B工場での勤務に関する内容を明確に記憶していること及び同僚の供述により、期間は特定できないものの、申立人が昭和 30 年 10 月 3 日より前から同工場において勤務していたことは推認できる。

一方、社会保険事務所が保管するA工業株式会社B工場の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立期間及び申立期間前の昭和 30 年 4 月 21 日から同年 10 月 3 日までの間に厚生年金保険の被保険者資格を取得した者はおらず、健康保険被保険者番号に欠番も無い上、同年 10 月 3 日に申立人を含む 19 人が一斉に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、申立人と同じ昭和 30 年 10 月 3 日にA工業株式会社B工場において厚生年金保険の被保険者資格を取得している 18 人の同僚のうち連絡先の判明した 4 人に照会したところ、全員が「昭和 30 年ごろに臨時要員として雇用され当該事業所で勤務していた。」と供述しており、一方、この 4 人の同僚のうち、1 人が「私は臨時で 1 年ほど勤務したが、当時は会社で手帳に印紙を貼ってもらっていた記憶があり、厚生年金保険に加入していなかったと思う。」と供述しており、当該同僚は当該事業所での勤務期間中に日雇労働者健康保険の被保

険者であった期間がある可能性があること、及び他の同僚が「申立人とは同時期に当該事業所で一緒に勤務していたが、私は3か月間の臨時雇用であった。臨時の者は3か月を経過すると辞めさせられるから、当初から6か月の予定で雇われることはなかったと思う。」と供述しており、この同僚の厚生年金保険の被保険者記録は同年10月3日から同年11月16日までの1か月余りであることを併せて考えると、事業主は、申立期間当時、臨時で雇い入れた者に対して入社当初から厚生年金保険の資格取得手続を行わず、一定期間経過後の同年10月3日付けで一斉に厚生年金保険の資格取得手続を行ったものと推認できる。

さらに、社会保険事務所の記録によれば、A工業株式会社B工場は既に適用事業所に該当しなくなっている上、申立期間当時の事業主も死亡しており、申立期間における厚生年金保険料控除に係る事実を確認できる関連資料や供述を得ることはできない。

なお、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。